

東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を所有している申立人らについて、富岡町の自宅に住む他の親族と合わせた人数に基づいて算定された家財の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 損害項目

ア 財物損害（ただし、「福島県双葉郡富岡町〇〇」の家屋における家財）

5,950,000円

イ 〇〇ハイツ〇号室（〇〇区）の賃貸借契約の継続を余儀なくされたことによる損害

529,375円

(2) 期間 自 平成24年7月1日 至 平成24年12月31日

（ただし、上記損害項目イについての期間とする。）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金647万9375円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項(1)記載の損害項目イ（同項(2)記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年2月19日

（仲介委員 町田行功）